

團體協約(主査、總同盟松岡氏)

「かくて、次回の懇談會を十月中に於て開催(總同盟主査)することを申合せたりその他、海員組合の濱田氏より「國際労働總會に對する俱樂部の態度決定」の意見あつたが保留となり、總同盟松岡氏より「フィンラン」來朝に際し、俱樂部主催で歓迎したい」といふ提議があつたが、全國労働其他に反對の意嚮があつたので俱樂部加盟團體の有志が歓迎會を催すことに決定して、午後四時散會。

第六、結語

以上は日本労働俱樂部に關する経過報告の大略である。而して全國労働中央委員會が、俱樂部加盟を決定したる趣旨の主要點は

(一) 今回の労働組合戦線統一運動は、最初から右翼を含めての戦線の統一であつた。此の方針は全國労働組合準備會が滿場一致承認せる所である。其れ故に今日労働クラブが右翼團體を包容してゐるが故を以て、之を以て大右翼結成又は第二インターナショナルの手先なりとして反對することは妥當ではない。

(二) 労働俱樂部の規約中の構成範圍の問題に關しては、組合會議準備會案並に全國労働六月一日の中央委員會の決定と全然同一ではないが、今日、左、中、右各自何れも多少其の立場と主張を異にするが故に、此の立場と主張を異にせるものが提擧せんとする場合、互に多少の譲歩を敢てなすこ

二、規約

本俱樂部は左記の條件に一致するものと認めらるる労働者を選出された各三分の一の代表者によつて組織される。

- (一) 總たる労働組合主義を以て「指導者とするもの」(非赤主義、無政府主義、アナキズム等の指導者に反對するもの)
(二) 國際労働聯盟そのものに對し反對するもの。
(三) 國際労働聯盟そのものに對し反對するもの。
(四) 俱樂部創立の當初に於ける構成範圍は大體に於て第一、次及第二、次團體會に案内せる團體のみに止め其後の加入については創立當時に於ける構成範圍より各二名の監事委員を選出し該委員會に於ける三分の二の多數を以て加入を決定す。

三、目的

本俱樂部は左記の目的を實現する爲めに必要なる協同及運動を爲す。

- (一) 労働團體間に於ける協同及協力を圖るために必要なる意見の交換。
(二) 社立法の制定並に改善に對する協議。
(三) 國際労働問題に對する態度の決定。
(四) 労働時間、最低賃金、團體協約等の基礎的労働條件に關する意見の交換。
(五) 但し十四日(一)に於て各構成團體の運動に對しては本俱樂部は各構成團體の主權を認める。
(六) 構成團體の争議に對する態度の決定

四、組織

(但し争議に對する争議團體の自主權は尚ほ、これを認むるも同時にその議の態度及方法はこれを擧げて構成團體各自の裁量に一任す。

- 本俱樂部に在る組織を設く。
(一) 代表委員
(二) 監事會

とは又免るべからざる所である。然も労働俱樂部の規約と同盟の中央委員會の決定とは其の精神に於て相反するものならず且つ同盟の運動方針の上に何等の變化をもたらずものではない。

(三) 日本労働俱樂部は四分五裂せる我が國労働組合の戦線統一の方法として結成されるものであつて、其れは全國労働組合會議結成への準備として結成されたものである。而して我等は労働俱樂部が我が國の労働組合戦線統一のための唯一の方法と考へるものにあらず、又労働俱樂部をして眞に強力なる全國労働組合會議へ發展せしむるためには、其の前途に幾多の難關の横つて居ることを知る、然しながら今日我國労働組合運動の横つて居ることを知る、其の組合戦線の統一の方策として、日本労働俱樂部に加盟し、其の内部にあつて右翼偏向及び其の固定化と戦ひ、將來眞に力ある階級的の戦線統一を完成すべし必要を痛感するものである。労働俱樂部問題は單に労働俱樂部其のものは是非を論ずるにと、まらず、あく我が國の労働組合戦線統一の見地に立つて其の是非を考慮すべきものたることを信するものである。

日本労働俱樂部規約

- 一、名稱及位置
日本労働俱樂部と稱しその事務所を左記に置く。
神戸市 日本海員組合本部

代表委員は本俱樂部を代表し監事會は本俱樂部執行の責任を負ふ。代表委員は毎年最初の監事會に於て選出される。代表委員は本俱樂部の事務を執行す。代表委員より選出された委員全部は三月に一回の割合を以て開催する。監事會に出席し本俱樂部の目的を履行するに必要なる一切の協力を爲す。各構成團體は輪番に監事會となり定期監事會を招集。開催地及期日は前回の定期監事會に於てこれを決定す。監事會は監事會開催に關する一切の準備をなし議程並に開催場所及時間については充分の時日をおきて各構成團體に通告す。

監事會の議長はその部派を互選す。監事會の決定は或るべき各員一致なる事を認むる範圍の性質其他により事情止むを得ざるものと認められたるときは多數決にてこれを決定する事あるべし。

五、會計

各構成團體は油費費、監事會開催費、決議事項實現費用等に當つる毎月三圓づきの會費を代表委員に送金する事。決議事項の性質により目的實現のめに特別の出費を要するときは監事會はその追加支出を決定す。會計事務は代表委員に於てこれを兼務す。

六、加盟、脱退、除名

本規約第三項(一)の規定による監事委員會に於て新たに本俱樂部に加盟すべしと決定されたるときは監事委員會に報告しその承認を求むる事を要す。本俱樂部より脱退せんとする團體は二月前に其旨を代表委員に届け出づべし。代表委員はこの届け出を次回の監事會に附議してこれを承認を求むべし。構成團體にして本規約第三項(一)及(二)の規定に背ける言動を爲したるときは六月に亘り故なく會費を滞納せるときは代表委員はこれを監事會に附議し該團體に對する警告又は除名を決定す。